我が国における2018年の保障措置活動の実施結果について

令和元年5月15日原子力規制庁

1. 我が国における2018年の保障措置活動の実施結果について

- 〇我が国は核兵器不拡散条約(NPT)に加盟し、同条約の下、国際原子力機関(IAEA)との間で締結した保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、IAEA保障措置を適用する義務を負っている。また、14の国及び2つの国際機関との間で締結している二国間原子力協力協定等に基づく核物質の管理等を行う義務を有している。
- 〇原子力規制委員会は、これらの協定等に規定される国際約束を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づき、保障措置検査等の実施を含む国際規制物資の使用に関する規制を行っている。我が国が2018年中に行った保障措置活動の概況は以下のとおり。
 - ▶ 国際規制物資の計量管理、その報告及び申告並びに原子力規制委員会による保障措置検査等の実施
 - ・ 2,086の国際規制物資使用者等は、保有する国際規制物資の計量管理を行い、原子力規制 委員会に対して4,637件の計量管理に関する報告を提出した。原子力規制委員会はその報 告をとりまとめ、外務省を通じてIAEAに対して申告を行った。IAEAは当該申告を基に原子力 規制委員会等の立ち会いの下に査察等を実施した。原子力規制委員会等は、当該立ち会いも 含め、1,871人・日の保障措置検査等を実施し、国際規制物資の計量及び管理の状況につい て問題がないことを確認した。(保障措置活動に関するデータについては別紙1を参照。申告さ れた核燃料物質量については別紙2を参照。)
 - ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、1~3号機以外にある全ての核物質について通常の軽水炉と同等の検認活動が行われた。一方、高放射線の影響等により通常の保障措置活動の実施が困難な1~3号機に対しては、光学カメラと放射線モニターから成る常時監視システムによる監視や、同発電所サイト内のみに適用される追加的検認活動により、核物質の持ち出しがないことが確認された。3号機については、使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けたドーム型カバー、燃料取扱機、クレーン及びトレーラーエリアの整備の進捗に伴い、核物質の持ち出しが未申告で行われていないことを監視するため、2018年1月に使用済燃料プール近傍に、2018年9月にトレーラーエリアに監視カメラの設置を行った。IAEAとの間で、1~3号機の燃料デブリの取り出しに向けた国内の検討状況について情報を共有するとともに、燃料デブリに対する計量管理に関する検討・協議の開始について合意した。

> 保障措置検査で試料採取した核燃料物質の分析

• 原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査において施設から1 84の試料を採取し、当該試料の核燃料物質の濃度、同位体組成比等を分析し、その結果を施 設からの申告値と比較し、IAEAとの間で保障措置上有意な差異がないことを確認した。

- > 保障措置分析技術の維持・高度化
 - ・ IAEAのネットワーク分析所として認定を受けている国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)の高度環境分析研究棟(CLEAR)において、IAEAから提供された環境試料59件を分析した。JAEAはこれらの結果をIAEAに提供するとともに、我が国の環境試料分析手法の開発及び高度化に取り組んだ。
- 〇2018年中に原子力規制委員会が実施した保障措置検査等により、国際規制物資使用者等による 国際規制物資の計量及び管理が適切に行われていることを確認した。

2. 今後の方針

- ○本資料をホームページで速やかに公表するとともに、別紙データの英語版を作成し、ホームページで公表する。
- OIAEAによる我が国の保障措置活動についての評価に資するため、本結果をIAEAに情報提供する。
- OIAEAは、例年、前年に行った各国の保障措置活動について評価結果をとりまとめた「保障措置声明」を公表している。2018年版については、6月の理事会後に公表される見込み。
- OIAEAは、我が国に191ヶ所存在する(平成31年4月1日時点)「施設外の場所(Location Outside Fa cilities)」^注の査察を今後強化する意向を示すとともに、これを補完する国独自の保障措置検査の実施を推奨している。このため、「施設外の場所」における計量管理の質を向上させ我が国の保障措置活動の信頼性を向上させることを目的として、今年度は試行的にIAEAの査察とは別に2、3箇所の「施設外の場所」において保障措置検査に相当する活動を行い、来年度以降本格的に実施することについて検討する。
- 注: IAEA保障措置における「施設(原子炉、臨界施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設)」に当たらないものであって、1実効キログラム以下の量の核物質が通常使用される構造物又は場所。原子炉等規制法関係法令上の規制区分では、主に「使用施設」が該当する。

我が国における保障措置活動状況(2018年)

①我が国の国内計量管理制度に基づく保障措置検査実績及び各種報告件数等

()内は2017年

原子炉等規制法関係法令上の 規制区分 ^{注 1}	施設等の数 ^{注2}		保障措置検査実績 (人・日) ^{注 4}			国際規制物資の使用等に関する規則に基づく(件数)								
	施設寺の数一		保障措置検査実績 (人·日) ^{注4}			国際規制物資の	計量管理規定 ^{.注7}		計量管理に関する報告 ^{注8}					
		保障措置検査実績 施設等の数 ^{注3}	合計	国の職員	指定保障措置検査 等実施機関 ^{注5}	使用許可(承認)注6	認可 (承認)	変更認可 (承認)	合計	在庫変動報告	物質収支報告	実在庫明細表	核燃料物質 管理報告書	
製錬	0 (0)	対象外 ^{注9}	対象外 ^{注9} 対象外 ^{注9} 対象外 ^{注9}											
加工	6 (6)	6 (6)	325 (301)	13 (12)	312 (289)	1	対象外 3 (5)		80 (86)	60 (70)	10 (8)	10 (8)	対象外	
試験研究用等 原子炉	22 (22)	16 (16)	96 (107)	0 (0)	96 (107)				49 (52)	5 (8)	22 (22)	22 (22)		
実用発電用原子炉	57 (57)	54 (55)	170 (148)	3 (0)	167 (148)				162 (139)	38 (15)	62 (62)	62 (62)		
研究開発段階 発電用原子炉	2 (2)	2 (2)	39 (29)	1 (0)	38 (29)	対象外		36 (18)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	2 (2)		
貯蔵	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			30 (18)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
再処理	3 (3)	3 (3)	743 (792)	1 (0)	742 (792)				46 (42)	36 (36)	5 (3)	5 (3)		
廃棄	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-))			- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
使用	207 (209)	30 (35)	356 (332)	0 (1)	356 (331)				772 (783)	341 (347)	215 (219)	216 (217)		
原子力利用 国際規制物資使用者	10 (10)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	34 (31)	14 (9)	10 (11)	10 (11)		
非原子力利用 国際規制物資使用者 ^{注6}	1779 (1780)	対象外 ^{注10}	,	対象外 ^{注10}		27 (46)	27 (46)	117 (83)	3490 (3493)		対象外		3490 (349	
合計	2086 (2089)	111 (117)	1729 (1709)	18 (13)	1711 (1696)	27 (47)	30 (52)	154 (101)	4637 (4630)	494 (485)	326 (327)	327 (325)	3490 (349	

- 表中の「-」は対象が存在しないことを表す。
- 注1 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。製練事業者(第3条第1項)、加工事業者(第13条第1項)、試験研究用等原子炉設置者(第23条第1項)、発電用原子炉設置者(第43条の3の05第1項)、使用済燃料貯蔵事業者(第43条の4第1項)、再処理事業者 (第44条第1項)、廃棄事業者(第51条の2第1項)、核燃料物質の使用者(第52条第1項)、国際規制物資使用者(第61条の3第1項)に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者に分類される。
- 注2 保障措置上の区分に基づく施設数を記載。(原子炉等規制法に基づく事業所の数とは必ずしも一致しない。) なお、国際規制物資使用者については、国際規制物資使用許可を取得している事業所の数を記載。
- 注3 2018年に保障措置検査を行った施設等の数を記載。また、特定原子力施設が存在するサイトでは、接近困難な施設に対しては特殊な形態の保障措置検査が実施されており、施設等の数には接近困難な施設も計上している。
- 注 4 原子炉等規制法第61条の8の2の規定に基づく保障措置検査。通常、IAEA査察官と日本の査察官又は保障措置検査員が同時に実施。
- 注5 原子炉等規制法第61条の23の2に規定される指定保障措置検査等実施機関:公益財団法人核物質管理センター。
- 注6 核燃料物質を使用する者に限る。
- 注7 原子炉等規制法第61条の8に基づき、国際規制物資を使用している者(製錬事業者を除く)が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために定める規定。
- 注8 国際規制物資を使用する者(製錬事業者を除く)が国際規制物資の使用等に関する規則第7条各項及び計量管理規定に基づき行う報告。
- 注9 国際規制物資の計量及び管理が求められておらず、査察の対象ともならない。
- 注10日・IAEA保障措置協定に基づく所定の手続きにより、取扱う核燃料物質に対して保障措置の適用が免除されているため査察の対象とならない。

②日 · IAEA保障措置協定に基づく設計情報検認・検査及び追加議定書に基づく補完的なアクセス数

立入検査の種類	立入検査等実施回数	立入検査等実績(人・日)		
設計情報検認・検査 ^{注11}	81 (75)	93 (89)		
補完的なアクセス ^{注12}	24 (22)	49 (45)		
合 計	105 (97)	142 (134)		

注11 日·IAEA保障措置協定に基づき、IAEAに提供した施設の設計情報の正確性及び完全性を検認・検査するもの。

注12 日・IAEA保障措置協定の追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないことなどを確認するため、IAEA、国の査察官及び外務省が同時に立ち入るもの。

我が国の核燃料物質量一覧

別紙2

①主要な核燃料物質移動量(2018年)

(各施設において計量管理が行われた結果をまとめた図) 高速增殖炉 試験研究炉 新型転換炉 ΕIJ 269t 実用発電炉 (586体) NU 31t DU 105t 移動なし NU DU 423t 53t ΕU 8t Th DU 3.233t 0t Pu 5.040kg EU 17,398t EU 29t Pu 143,777kg Pu 125kg 注1 高速増殖炉、新型転換炉はもん EU 19t じゅ(廃炉中)、ふげん(廃炉中)、 及び常陽及びこれらの 施設に (128体) (輸入国別内訳) 附帯する使用施設 英 蘭合計 EU 68t 89t 26t | 11t | 194t 輸入 注2 六ヶ所再処理施設は建設中、 ウラン再転換 東海再処理施設は廃止措置中 再処理施設 成型加工施設 輸出 91t NU NU 2t DU 13t DU 39t DU 597t (輸出国別内訳) EU 1t EU EU 3,472t 1,239t 米 Pu 30,661kg NU 2t 66kg Pu EU 17t EU 3t MOX燃料 注3 MOX燃料加工施設は国立研究 移動なし 加工施設 開発法人日本原子力研究開発 機構 核燃料サイクル工学研究 NU 20t 所のプルトニウム燃料技術開発 DU 32t ウラン センターの施設及び環境技術開 製錬 EU 26t 濃縮施設 発センターの研究開発施設 転換施設 Pu 3,921kg 移動なし NU 72t NU 378t ∤DU 0t DU 11,800t

NU: 天然ウラン DU: 劣化ウラン Th: トリウム EU: 濃縮ウラン Pu: プルトニウム

(): 燃料単位体数

図中の施設区分は原子炉等規制法及びその関係法令に基づく規制区分とは異なる。 施設区分には、それらの施設に附帯する施設を含まない。

なお、施設区分の在庫量については、2018年12月31日現在の元素重量を記載。 Puは0.1kg以上、その他の元素は0.1t以上の元素重量を対象に記載。

222t

EU

EU

12t

②原子炉等規制法上の規制区分別の核燃料物質の在庫量

2018年12月31日現在

()内け2017年12日31日租在

()内は2017年12月						2017年12月31日現任
核燃料物質の区分注1	天然ウラン	劣化ウラン	トリウム	濃縮ウラン		プルトニウム
原子炉等規制 法上の規制区分 ^{注2}	(t)	(t)	(t)	U(t)	U-235(t)	(kg)
製錬	_	-	-	_	-	-
加工	469	11,839	0	1,461	59	-
	(470)	(11,852)	(0)	(1,531)	(62)	(-)
試 験 研 究 用 等	31	63	0	34	2	1,842
原 子 炉	(31)	(63)	(0)	(34)	(2)	(1,842)
実 用 発 電 用	423	3,233	_	17,398	370	143,777
原 子 炉	(430)	(3,228)	(-)	(17,170)	(372)	(139,562)
研究 開発段階	_	95	_	3	0	3,323
発 電 用 原 子 炉	(-)	(95)	(-)	(3)	(0)	(3,323)
貯蔵	_	_	_	-	_	_
再 処 理	2	597	0	3,472	33	30,661
	(2)	(597)	(0)	(3,472)	(33)	(30,728)
廃	_	_	_	-	_	_
使 用	121	252	5	48	1	4,002
	(122)	(239)	(5)	(48)	(1)	(3,938)
原 子 力 利 用	0	0	0			
国際規制物資使用者	(0)	(0)	(0)			
非 原 子 力 利 用	0	0	0			
国際規制物資使用者	(0)	(0)	(0)			
合 計 ^{注3}	1,046	16,080	5	22,417	465	183,605
н п	(1,055)	(16,075)	(5)	(22,258)	(470)	(179,393)

- ・ 表中の「一」については在庫を保有していないことを表し、「0」については0.5未満の在庫を保有していることを表す。
- 注1 原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいている。物理的、化学的な状態によらず区分毎の合計量を記載。
- 注2 原子炉等規制法に基づき国際規制物資を使用している者の区分。製錬事業者(第3条第1項)、加工事業者(第13条第1項)、試験研究用等原子炉設置者(第23条第1項)、発電用原子炉設置者(第43条の3の5第1項)、使用済燃料貯蔵事業者(第43条の4第1項)、再処理事業者(第44条第1項)、廃棄事業者(第51条の2第1項)、核燃料物質の使用者(第52条第1項)、国際規制物資使用者(第61条の3第1項)に区分され、そのうち、発電用原子炉設置者は実用発電用原子炉設置者と研究開発段階発電用原子炉設置者に、国際規制物資使用者は原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資使用者に分類される。
- 注3 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

③二国間原子力協力協定等に基づく国籍区分別の核燃料物質の在庫量

2018年12月31日現在 ()内は2017年12月31日現在

核燃料物質の区分注	天然ウラン	劣化ウラン	トリウム	濃縮ウ	プルトニウム		
国籍の区分	(t)	(t)	(t)	U(t)	U-235(t)	(kg)	
アメリカ	91	3,696	1	16,192	328	131,819	
7 7 7/13	(96)	(3,692)	(1)	(16,047)	(328)	(129,223)	
イギリス	13	447	0	2,336	47	19,627	
	(13)	(447)	(0)	(2,317)	(49)	(18,642)	
フランス	36	6,505	0	6,099	103	58,411	
7,727	(36)	(6,505)	(0)	(6,020)	(103)	(57,340)	
カナダ	704	5,250	0	5,751	106	53,437	
	(712)	(5,247)	(0)	(5,672)	(106)	(52,277)	
オーストラリア	20	1,029	-	4,035	85	30,588	
	(22)	(1,028)	(-)	(4,007)	(86)	(29,540)	
中国	27	253	-	278	7	2,108	
	(27)	(253)	(-)	(278)	(7)	(2,046)	
ユーラトム	49	6,506	0	8,145	183	21,455	
	(49)	(6,506)	(0)	(8,039)	(184)	(19,376)	
カザフスタン	(-)	- (-)	- (-)	37 (37)	1 (1)	- (-)	
韓国	-	-	_	-	-		
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
ベトナム	_	_	_	_	_	_	
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
ヨルダン	(-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
E2.7	_	-	_	67	3		
ロシア	(-)	(-)	(-)	(67)	(3)	(-)	
トルコ	-	-	-	-	_	-	
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
UAE	-	-	_	-	_	-	
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
インド	(-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
1454	1	2	_	0	0	1	
IAEA	(1)	(2)	(-)	(0)	(0)	(1)	
その他	193	2,051	4	360	9	3,965	
ての他	(193)	(2,051)	(4)	(361)	(9)	(3,782)	

[・]二国間原子力協定及びIAEAウラン供給協定の対象となる核燃料物質の量を締約国毎に記載。なお、複数の協定の対象となる核燃料物質は、それぞれの供給当事国区分に重複して計上。

[・] 表中「一」については在庫を保有していないことを表し、「0」については0.5未満の在庫を保有していることを表す。

注 原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいている。物理的・化学的形状によらず区分毎の合計量を記載。